

奈良市立公私連携幼保連携型認定こども園指定法人募集

(富雄保育園及び富雄第三幼稚園) 審査結果について

(令和元年 11 月 26 日公表分)

令和 2 年 3 月

奈良市

1 選定委員会開催状況

令和元年9月18日から令和2年3月9日の間で、以下のとおり選定委員会を開催した。

なお、奈良市情報公開条例第29条第2号（不開示情報が含まれる事項について審議、審査、調査等をするもの）及び、同条例第7条第3号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの）、また、同条例第7条第5号（市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ）等の規定に基づき、選定の公正かつ公平な意思決定を確保するため、非公開とした。

回	日時	内容
第1回	令和元年9月18日（水） 9:00～12:00	法人募集に係る募集要項（案）について
第2回	令和元年3月9日（月） 14:00～17:00	ヒアリング審査 書類審査及びヒアリング審査の内容について 採点

2 運営事業者の募集

運営事業者の募集については、「奈良市公私連携幼保連携型認定こども園指定法人募集要項集（奈良市立富雄保育園及び奈良市立富雄第三幼稚園）」（以下「募集要項」という。）を定め、募集要項に基づき以下のとおり行った。

（1）募集要項等の配布

期間：令和元年11月26日（火）から令和2年2月10日（月）まで
配布場所：奈良市役所子ども政策課（市ホームページからも入手可能）

（2）募集要項説明会および保育見学会

日時：令和元年12月9日（月）9時30分から
会場：市立富雄保育園及び市立富雄第三幼稚園

（3）応募書類の受付

期間：令和2年2月3日（月）から令和2年2月10日（月）まで
受付場所：奈良市役所子ども政策課

3 応募の状況

令和2年2月3日（月）から令和2年2月10日（月）までの間で応募受付を行ったところ、1法人から応募があった。

4 運営事業者の選定

(1) 選定方法

募集要項集別紙3の規定に基づき、以下の方法で選定した。

- ①書類審査（160点／1人あたり）
- ②ヒアリング審査（120点／1人あたり）

※あわせて応募法人が運営する幼保施設の現地調査を行った。

審査では、応募書類に記載の内容を踏まえ、委員による現地調査を実施し、それぞれの項目について意見共有及び議論を行った。その後、ヒアリング審査を行い、これまでの調査等を踏まえて各委員が書類審査表及びヒアリング審査表の得点を確認し、その合計点を法人の得点とした。なお、規定のとおり合計得点が6割以上となった法人の中から最も高い得点を獲得した法人を選定することとしており、本募集における応募者は1法人であったため、6割以上の得点となれば選定、6割未満であれば不選定とした。

(2) 選定審査結果

上述の選定方法により審査を行った結果、奈良市立富雄保育園及び富雄第三幼稚園の指定候補法人として「社会福祉法人楽慈会」に決定した。

法人の概要

法人の所在地	現在運営する幼保施設
奈良市南京終町13-4	幼保連携型認定こども園藍咲学園 (京都府木津川市、定員219人)

5 選定法人の主な評価（選定理由）

- ・奈良市の将来を担う乳幼児の教育を行いたいという強い熱意と、バンビーノプランを実践しようとする意気込みは高く評価され、期待も大きい。
- ・園長予定者等が奈良市の公立園の保育目標等を十分に理解しており、奈良市の教育・保育内容を展開しようとする意欲が感じられた。
- ・人材確保に工夫が見られ、質の高い職員体制を整えている。
- ・教育・保育について柔軟な姿勢を確認することができた。
- ・食物アレルギーを持つ園児に対する対応は十分である。

- ・保護者や地域に対する積極的な支援が期待できる。
- ・実費徴収や上乗せ徴収については、公立園の水準を維持することが確認された。
- ・奈良市主催の研修に関わる意欲が認められる。
- ・安定した職員確保のため、様々な試みや手厚い福利厚生について評価できる。
- ・施設運営に必要な経営基盤については十分であり、今後の監査体制の充実も考えており、安定した運営が期待できる。

7 附帯意見

- ・奈良市立富雄保育園及び富雄第三幼稚園の移管を受けるにあたっては、「奈良市立富雄保育園及び富雄第三幼稚園移管に係る諸条件」等を遵守するとともに保護者に寄り添い、地域その他関係機関と連携しながら、教育・保育の引継を確実に実施すること。
- ・引継だけでなく、法人及び市の関係部局は、保護者、法人、市の三者で組織する三者協議会において、保護者の意見に十分配慮するとともに、地域ニーズや保護者の多様性を考慮した対応を心がけること。
- ・施設整備にあたっては、公私連携幼保連携型認定こども園として、求められる教育・保育のあり方について十分に検討したうえで整備計画を策定し、三者協議会等でその趣旨や目的について保護者の理解を得るとともに、これに対する意見等については誠実に対応すること。
- ・外部評価を積極的に受診し、保育内容や教育・保育の質の向上に努めるとともに、評価結果及びその改善状況について、園のホームページ等で公開すること。